

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【四半期会計期間】 第27期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)

【会社名】 日本アジアグループ株式会社

【英訳名】 Japan Asia Group Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 山下哲生

【本店の所在の場所】 東京都千代田区六番町2番地

【電話番号】 03(4476)8000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 渡邊和伸

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区六番町2番地

【電話番号】 03(4476)8000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 渡邊和伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第26期 第3四半期 連結累計期間	第27期 第3四半期 連結累計期間	第26期
会計期間		自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日
売上高	(千円)	40,358,530	48,368,464	64,384,943
経常利益又は経常損失()	(千円)	2,466,692	1,233,233	673,714
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失()	(千円)	2,430,940	547,475	1,038,271
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	2,638,338	556,882	1,469,425
純資産額	(千円)	15,256,084	19,947,881	19,363,848
総資産額	(千円)	80,343,405	96,655,319	96,853,905
1株当たり四半期(当期)純利 益金額又は四半期純損失金額 ()	(円)	95.35	21.12	40.61
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	18.9	20.5	19.9

回次		第26期 第3四半期 連結会計期間	第27期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	19.74	13.44

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第26期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第27期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は平成25年10月1日を効力発生日として1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、前連結会計年度において、持分法適用会社でありました株式会社イメージワンは、第1四半期連結会計期間において、当社グループが保有する全株式を売却したため持分法の適用範囲から除外しております。同様に前連結会計年度において、持分法適用会社でありましたアジア航測株式会社は、当第3四半期連結会計期間において、当社グループが保有する株式を一部売却したため持分法の適用範囲から除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円安の進展に伴い企業収益が改善しており、内需関連企業を中心とした設備投資も拡大傾向にあります。また、個人消費に回復の兆しが見えてきており、景況感の好転から雇用情勢の好転が見られるなど緩やかながら回復基調にあります。一方、米国経済は回復基調にあるものの、FRBによる量的緩和縮小開始に伴う不安定さがリスク要因となっており、また、中国での金融引き締めや、欧州における失業率の高止まりなど、海外においては不透明要因が残る状況となりました。

このような経済環境とともに、地球温暖化や異常気象（台風の大型化・多発、頻発する豪雨、竜巻、40度を超える曝暑）といった自然環境の変化、更にはPM2.5や放射能汚染といった公害に対処していく防災・減災が社会的に求められる中、「グリーン・コミュニティ(安心で安全、そして持続可能な地域・まち)」の実現が急務になっております。

太陽光発電所開発事業は当社グループ力を発揮した事業としてエネルギー事業の中核をなし、「グリーン・コミュニティ」の形成に効果的なソリューションを提供できる事業として育ててまいります。これまでのコア事業である空間情報コンサルティング事業、グリーンプロパティ事業、そしてファイナンスサービス事業については更なる収益化を図りつつ、「インフラ・環境・エネルギー」の3つのテーマにグループのリソースを結集してまいります。そして日本国内のみならず、成長著しいアジア諸国にその市場を拡大し、新しい成長分野の開拓を模索しております。また、継続的かつ安定的な収益体質の構築、それによる従来型事業の有利子負債を圧縮し、財務体質をより改善していきたいと考えております。

各セグメントの具体的な方針として、空間情報コンサルティング事業においては、コスト構造の見直しによる収益性の向上及び、環境エネルギー、防災・減災、アセットマネジメントを中心とした成長分野にシフトした事業の組換に取り組んでまいりました。グリーンプロパティ事業においては、太陽光発電関連事業の強化や海外展開による新たな事業領域の開拓に取り組んでまいりました。グリーンエネルギー事業においては、引き続き中長期的な安定収益源となる太陽光発電所開発の推進に取り組んでまいりました。ファイナンスサービス事業においては、営業体制の変更により顧客基盤の拡大を図ると同時に、他社との差別化になる商品ラインナップの拡大による預り資産の拡大等に取り組んでまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高が48,368百万円と前年同期比19.8%の増収（前年同期の売上高40,358百万円）、営業利益は1,438百万円と前年同期比で3,203百万円の改善（前年同期1,764百万円の損失）となりました。経常利益は円安による為替差益716百万円の発生もあり、1,233百万円と前年同期比3,699百万円の改善（前年同期2,466百万円の損失）、四半期純利益は547百万円と前年同期比2,978百万円の改善（前年同期2,430百万円の損失）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

<空間情報コンサルティング事業>

空間情報コンサルティング事業においては、国際航業株式会社を中心に空間情報を活用した「環境・エネルギー」「防災・減災」「アセットマネジメント」「行政マネジメント」に関する業務を、官民間問わず、国内外で展開しております。

当セグメントにおいては、平成25年度の国の公共事業関係費が2期連続で当初予算費比増額となっており、底堅い収益環境にありました。特に、公共インフラ（道路・橋梁等）の安全対策業務が増加しており、好調な受注を背景に堅調に推移しました。

このような活動の結果、受注高は前年同期比10.1%増の37,664百万円（前年同期の受注高34,198百万円）、売上高は前年同期比11.6%増の24,689百万円（前年同期の売上高22,120百万円）となりました。損益面ではセグメント損失1,090百万円（前年同期のセグメント損失1,818百万円）となり、727百万円の改善をみております。

<グリーンプロパティ事業>

グリーンプロパティ事業においては、国際ランド&ディベロップメント株式会社（以下、「国際ランド&ディベロップメント」）、国際環境ソリューションズ株式会社（以下、「国際環境ソリューションズ」）、株式会社KHC（以下、「KHC」）が、不動産賃貸、アセットマネジメント・プロパティマネジメント、開発事業ならびに土壌・地下水の保全に関するコンサルティングサービスや戸建住宅事業といった従来の不動産サービス事業に加えて、環境配慮型住宅の供給や太陽光発電施設の設計施工など省エネ・創エネに関するソリューションを提供しております。

KHCの戸建住宅事業は好調な前期受注を受けて堅調に推移しました。国際環境ソリューションズは従来の土壌汚染対策業務に加え、震災復興関連業務を国際航業と連携して進めています。国際ランド&ディベロップメントは不動産賃貸での高稼働率を堅調に維持しながら、太陽光発電関連事業の受注活動を加速させました。

このような活動の結果、売上高は前年同期比12.3%増の14,086百万円（前年同期の売上高12,543百万円）となりました。損益面ではセグメント利益551百万円（前年同期のセグメント利益519百万円）となりました。

<グリーンエネルギー事業>

グリーンエネルギー事業においては、国内ではJAG国際エナジー株式会社、欧州ではKOKUSAI EUROPE GmbH（ドイツ）を中心に事業を展開しております。

国内では、前年度に引き続き再生可能エネルギーの固定価格買取制度を背景に中長期的な収益が見込まれる太陽光発電所の積極的な案件開発に注力してまいりました。前期に稼働を開始した香川県坂出市（2.0MW）、北海道の星が浦（1.5MW）、音別（0.7MW）、中札内（1.5MW）の太陽光発電所が期初より収益寄与していることに加え、9月に福岡県北九州市（2.0MW）、11月には北海道の幕別（0.7MW）、本別（1.0MW）、大分県杵築市（2.0MW）でも稼働を開始しました。また、固定価格買取制度導入以前より稼働していた宮崎県都農町と群馬県館林市の発電所（計1.55MW）も前期より固定価格買取制度に基づく売電に移行したことが売電収入の増加要因となりました。さらに現在も引き続いて新たな太陽光発電所建設に向けた取り組みを進めております。欧州地域の事業は、事業環境の変化等を勘案して発電所運営管理と売電事業を中心として、事業のスリム化を図ってまいりました。

このような活動の結果、売上高は前年同期比105.2%増の974百万円（前年同期の売上高474百万円）となりました。損益面ではセグメント損失37百万円（前年同期270百万円の損失）となりました。

<ファイナンシャルサービス事業>

ファイナンシャルサービス事業においては、日本アジア証券株式会社（以下「日本アジア証券」）、おきなわ証券株式会社（以下「おきなわ証券」）の証券業並びに、日本アジア・アセット・マネジメント株式会社（7月13日付けでユナイテッド投信投資顧問株式会社から商号変更）の投信委託・投資顧問業等を中心に展開しております。

当第3四半期連結累計期間における株式市場は、アベノミクスによる景気回復期待や日銀による金融緩和、2020年の東京五輪開催決定等を好感し堅調な相場展開が続きました。日経平均は5月下旬より海外経済への懸念から調整局面も見られましたが概ね堅調に推移し、期初の12,135円2銭から、大納会には16,291円31銭と年初来高値を更新して取引を終えました。また、円ドル相場は概ね90円台後半で推移していましたが、12月に米国での量的金融緩和縮小に伴って、105円前後まで円安が進展しました。

このような環境にあって当セグメントでは、日本株の取扱を引き続き拡大させてきました。それに加えて、日本アジア証券では以前から注力している米国、香港、インドネシア、ベトナム等の外国株式、外国債券、投資信託等の募集物の販売、おきなわ証券では投資信託を中心とした募集商品に加えて同社でも外国株式の取扱を拡大させ、証券業においては収益源の多様化と大幅な増収増益を両立させてまいりました。

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社においては、注力ファンドを中心とした公募投信による運用資産の増加による収益の改善を目指しましたが、再建途上にあります。

このような活動の結果、売上高は前年同期比65.4%増の8,595百万円（前年同期の売上高5,197百万円）となりました。損益面ではセグメント利益が前年同期比8倍の2,385百万円（前年同期のセグメント利益254百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は96,655百万円と前連結会計年度末比198百万円の減少となりました。これは主に、売上代金の回収により売上債権が減少したことによるものです。

負債総額は76,707百万円となり前連結会計年度末比782百万円の減少となりました。これは主に、仕入債務の減少及び借入金の返済など有利子負債の減少によるものです。

これらの結果、純資産額は四半期純利益により利益剰余金が547百万円増加したこと、及び保有有価証券の時価の上昇によりその他有価証券評価差額金が620百万円増加した一方、ユーロ高円安に伴い為替換算調整勘定が628百万円減少し、前連結会計年度末比584百万円増加の19,947百万円となりました。

なお、当社は、平成25年12月10日に第三者割当による新株予約権の発行を決定しております。本新株予約権の行使につきましては、発行条件や市場環境、市場トレンド等に配慮しつつ円滑に消化していただいております。本新株予約権の行使により調達する資金は太陽光発電施設の開発に充当する予定であり、他のセグメント収益の改善とともに、中長期の収益性の拡大を推進し、一株当たり利益の希釈化への懸念を十分に払拭して余りある利益の拡大に取り組んで参ります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の空間情報コンサルティング事業における研究開発活動の金額は、138百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,853,480
計	67,853,480

(注) 平成25年5月23日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を10株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する定款変更を行っております。これに伴い、平成25年10月1日を効力発生日として、発行可能株式総数は61,068,132株増加し、67,853,480株となっております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	27,138,380	27,380,880	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	27,138,380	27,380,880		

- (注) 1 平成25年5月23日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき10株の割合で分割いたしました。これにより発行済株式数は24,424,542株増加し、27,138,380株となっております。
- 2 当社は第2四半期会計期間末現在において、単元株制度を採用しておりませんでした。平成25年5月23日開催の取締役会の決議により、平成25年10月1日付で普通株式の1株を10株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用いたしました。
- 3 提出日現在発行数には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成25年12月10日取締役会決議 第3回新株予約権

決議年月日	平成25年12月10日
新株予約権の数(個)	12,500(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000(注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 740(注)3～7
新株予約権の行使期間	自平成25年12月27日 至平成27年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5～8
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 本新株予約権は、行使価額修正選択権付新株予約権である。

2 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(第5項「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本項第(4)号に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同様とする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第9項「本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。

(3) 行使価額の修正頻度

当社が本項第(2)号に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。

(4) 行使価額の下限

下限行使価額は、当社普通株式1株当たり510円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

- (5) 割当株式数の上限
1,250,000株（発行済株式総数に対する割合は4.61%）
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限
669,125,000円（本項第（4）号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は第11項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

4 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第（2）号乃至第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が第7項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第7項「行使価額の調整」第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項「行使価額の調整」第（2）号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初740円とする。但し、行使価額は第6項「行使価額の修正」に定める修正及び第7項「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

6 行使価額の修正

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、510円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

7 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。))の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 8 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」第(2)号乃至第(4)号及び第7項「行使価額の調整」によって調整が行われることがある。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 9 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
- 10 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- (1) 第3回新株予約権の行使請求の受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
- (2) 第3回新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項はありません。
- (3) 第3回新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 京橋支店
- 11 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,530円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,530円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

- 1 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてマコーリー・バンク・リミテッド(以下、「割当先」という。)との間の取り決めの内容
当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。
- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。
- (2) 当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、割当先に対して書面にて、本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができます(以下「本件行使指示」といいます。)、割当先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間(以下「行使義務期間」といいます。)に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、一定の事由が生じた場合、行使義務期間は延長されます。
- (3) 割当先は、本買取契約に従い本新株予約権の全部又は一部の回号について行使価額の修正が行われた場合、修正日から20取引日以内に、当社の普通株式150,000,000円分に相当する数の当該本新株予約権を、一回で又は複数回に分けて行使します。なお、一定の事由が生じた場合、上記期間は延長されます。
- (4) 当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等(東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。)のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。
- (5) 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除きます。
- 1 3 当社の株券の売買についてマコーリー・バンク・リミテッドとの間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 4 当社の株券の貸借に関する事項についてマコーリー・バンク・リミテッドと当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

平成25年12月10日取締役会決議 第4回新株予約権

決議年月日	平成25年12月10日
新株予約権の数(個)	12,500(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000(注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 775(注)3～7
新株予約権の行使期間	自平成25年12月27日 至平成27年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5～8
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権は、行使価額修正選択権付新株予約権である。
- 2 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。
- 3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質
- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(第5項「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準
- 当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本項第(4)号に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同様とする。
- 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第9項「本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。
- (3) 行使価額の修正頻度
- 当社が本項第(2)号に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。
- (4) 行使価額の下限
- 下限行使価額は、当社普通株式1株当たり510円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

- (5) 割当株式数の上限
1,250,000株（発行済株式総数に対する割合は4.61%）
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限
637,700,000円（本項第（4）号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は第11項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

4 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第（2）号乃至第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が第7項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第7項「行使価額の調整」第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項「行使価額の調整」第（2）号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初775円とする。但し、行使価額は第6項「行使価額の修正」に定める修正及び第7項「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

6 行使価額の修正

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、510円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

7 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。))の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 8 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」第(2)号乃至第(4)号及び第7項「行使価額の調整」によって調整が行われることがある。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 9 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
- 10 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- (1) 第4回新株予約権の行使請求の受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
- (2) 第4回新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項はありません。
- (3) 第4回新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 京橋支店
- 11 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり16円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり16円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

- 1 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取り決めの内容
当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。
- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。
- (2) 当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、割当先に対して書面にて、本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができます（以下「本件行使指示」といいます。）、割当先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間（以下「行使義務期間」といいます。）に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、一定の事由が生じた場合、行使義務期間は延長されます。
- (3) 割当先は、本買取契約に従い本新株予約権の全部又は一部の回号について行使価額の修正が行われた場合、修正日から20取引日以内に、当社の普通株式150,000,000円分に相当する数の当該本新株予約権を、一回で又は複数回に分けて行使します。なお、一定の事由が生じた場合、上記期間は延長されます。
- (4) 当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等（東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等を行います。）のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。
- (5) 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。
- 1 3 当社の株券の売買についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 4 当社の株券の貸借に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドと当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

平成25年12月10日取締役会決議 第5回新株予約権

決議年月日	平成25年12月10日
新株予約権の数(個)	12,500(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000(注)3,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,000(注)3~7
新株予約権の行使期間	自平成25年12月27日 至平成27年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5~8
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権は、行使価額修正選択権付新株予約権である。
- 2 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。
- 3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質
- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(第5項「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準
- 当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本項第(4)号に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたりないものとする。以下同様とする。
- 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第9項「本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。
- (3) 行使価額の修正頻度
- 当社が本項第(2)号に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。
- (4) 行使価額の下限
- 下限行使価額は、当社普通株式1株当たり638円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

- (5) 割当株式数の上限
1,250,000株（発行済株式総数に対する割合は4.61%）
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限
797,512,500円（本項第（4）号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は第11項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

4 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第（2）号乃至第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が第7項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第7項「行使価額の調整」第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項「行使価額の調整」第（2）号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,000円とする。但し、行使価額は第6項「行使価額の修正」に定める修正及び第7項「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

6 行使価額の修正

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、638円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

7 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。))の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」第(2)号乃至第(4)号及び第7項「行使価額の調整」によって調整が行われることがある。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

10 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 第5回新株予約権の行使請求の受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

(2) 第5回新株予約権の行使請求の取次場所

該当事項はありません。

(3) 第5回新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 京橋支店

11 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

- 1 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてマコーリー・バンク・リミテッドとの間の取り決めの内容
当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。
- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。
- (2) 当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、割当先に対して書面にて、本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができます（以下「本件行使指示」といいます。）、割当先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間（以下「行使義務期間」といいます。）に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、一定の事由が生じた場合、行使義務期間は延長されます。
- (3) 割当先は、本買取契約に従い本新株予約権の全部又は一部の回号について行使価額の修正が行われた場合、修正日から20取引日以内に、当社の普通株式150,000,000円分に相当する数の当該本新株予約権を、一回で又は複数回に分けて行使します。なお、一定の事由が生じた場合、上記期間は延長されます。
- (4) 当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等（東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。）のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。
- (5) 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。
- 1 3 当社の株券の売買についてマコーリー・バンク・リミテッドとの間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 4 当社の株券の貸借に関する事項についてマコーリー・バンク・リミテッドと当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

平成25年12月10日取締役会決議 第6回新株予約権

決議年月日	平成25年12月10日
新株予約権の数(個)	12,500(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000(注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,300(注)3~7
新株予約権の行使期間	自平成25年12月27日 至平成27年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5~8
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権は、行使価額修正選択権付新株予約権である。
- 2 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。
- 3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質
- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(第5項「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準
- 当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本項第(4)号に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同様とする。
- 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第9項「本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。
- (3) 行使価額の修正頻度
- 当社が本項第(2)号に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。
- (4) 行使価額の下限
- 下限行使価額は、当社普通株式1株当たり638円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

- (5) 割当株式数の上限
1,250,000株（発行済株式総数に対する割合は4.61%）
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限
797,512,500円（本項第（4）号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は第11項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

4 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第（2）号乃至第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が第7項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第7項「行使価額の調整」第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項「行使価額の調整」第（2）号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,300円とする。但し、行使価額は第6項「行使価額の修正」に定める修正及び第7項「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

6 行使価額の修正

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、638円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

7 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。))の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 8 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」第(2)号乃至第(4)号及び第7項「行使価額の調整」によって調整が行われることがある。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 9 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
- 10 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- (1) 第6回新株予約権の行使請求の受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
- (2) 第6回新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項はありません。
- (3) 第6回新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 京橋支店
- 11 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

- 1 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取り決めの内容
当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。
- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。
- (2) 当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、割当先に対して書面にて、本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができます（以下「本件行使指示」といいます。）、割当先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間（以下「行使義務期間」といいます。）に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、一定の事由が生じた場合、行使義務期間は延長されます。
- (3) 割当先は、本買取契約に従い本新株予約権の全部又は一部の回号について行使価額の修正が行われた場合、修正日から20取引日以内に、当社の普通株式150,000,000円分に相当する数の当該本新株予約権を、一回で又は複数回に分けて行使します。なお、一定の事由が生じた場合、上記期間は延長されます。
- (4) 当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等（東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。）のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。
- (5) 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。
- 1 3 当社の株券の売買についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 4 当社の株券の貸借に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドと当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成25年10月1日 (注)	24,424,542	27,138,380		3,800,000		8,435,550

- (注) 1 平成25年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、所有株式数を1株につき10株の割合をもって分割いたしました。
- 2 平成26年1月1日から平成26年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が242,500株、資本金および資本準備金がそれぞれ92,792千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,000		
	(相互保有株式) 普通株式 1,218,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,693,100	256,931	
単元未満株式	普通株式 219,880		
発行済株式総数	27,138,380		
総株主の議決権		256,931	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が11,190株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数111個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 日本アジアグループ株式 会社	東京都千代田区六番町 2 番地	7,000		7,000	0.03
(相互保有株式) 国際航業ホール ディングス株式会社	東京都千代田区六番町 2 番地	547,300		547,300	2.02
(相互保有株式) 日本アジアホール ディングス株式会社	東京都千代田区六番町 2 番地	495,000		495,000	1.82
(相互保有株式) 国際航業株式会社	東京都千代田区六番町 2 番地	139,200		139,200	0.51
(相互保有株式) おきなわ証券株式会社	沖縄県那覇市久米 2 丁目 4 番16号	36,900		36,900	0.14
計		1,225,400		1,225,400	4.52

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,507,412	18,302,064
受取手形及び売掛金	25,688,862	19,236,866
証券業におけるトレーディング商品	220,528	547,773
商品及び製品	130,824	-
仕掛品	12,910	340,759
原材料及び貯蔵品	9,982	27,549
販売用不動産	6,943,781	8,535,138
証券業における信用取引資産	7,025,414	8,619,089
短期貸付金	27,739	27,900
その他	8,040,420	11,869,130
貸倒引当金	20,557	22,803
流動資産合計	69,587,320	67,483,467
固定資産		
有形固定資産	14,831,977	17,760,691
無形固定資産	1,392,625	1,137,654
投資その他の資産		
投資有価証券	7,365,789	7,597,958
長期貸付金	224,519	191,492
敷金及び保証金	1,285,102	1,205,547
その他	3,352,010	2,359,348
貸倒引当金	1,249,696	1,234,804
投資その他の資産合計	10,977,725	10,119,542
固定資産合計	27,202,327	29,017,888
繰延資産	64,257	153,963
資産合計	96,853,905	96,655,319

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,801,736	3,821,700
短期借入金	17,528,190	12,345,100
1年内償還予定の社債	16,506,000	16,320,000
1年内返済予定の長期借入金	2,228,169	5,892,286
未払金	2,499,703	1,316,354
未払法人税等	594,505	526,439
証券業における信用取引負債	6,159,790	6,829,127
賞与引当金	1,207,021	871,792
役員賞与引当金	47,000	-
受注損失引当金	137,435	256,151
その他	7,436,203	11,686,759
流動負債合計	61,145,756	59,865,712
固定負債		
社債	739,000	755,000
長期借入金	11,023,670	10,506,676
リース債務	355,233	791,014
繰延税金負債	1,141,779	1,476,812
退職給付引当金	1,985,911	2,088,568
負ののれん	217,279	205,291
その他	850,199	972,147
固定負債合計	16,313,072	16,795,510
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	31,228	46,215
特別法上の準備金合計	31,228	46,215
負債合計	77,490,057	76,707,438
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,800,000	3,800,000
資本剰余金	7,329,705	7,329,705
利益剰余金	8,004,632	8,552,108
自己株式	630,462	635,358
株主資本合計	18,503,875	19,046,455
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,083,667	1,704,119
繰延ヘッジ損益	17,525	2,511
為替換算調整勘定	270,363	899,016
その他の包括利益累計額合計	795,778	802,591
新株予約権	-	40,918
少数株主持分	64,194	57,916
純資産合計	19,363,848	19,947,881
負債純資産合計	96,853,905	96,655,319

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	40,358,530	48,368,464
売上原価	28,385,785	31,955,771
売上総利益	11,972,744	16,412,693
販売費及び一般管理費	13,737,549	14,974,292
営業利益又は営業損失()	1,764,804	1,438,400
営業外収益		
受取利息	48,390	13,764
受取配当金	109,700	73,303
負ののれん償却額	83,631	17,379
持分法による投資利益	85,583	131,729
為替差益	54,410	716,013
貸倒引当金戻入額	43,524	13,043
その他	127,346	115,292
営業外収益合計	552,586	1,080,524
営業外費用		
支払利息	1,019,151	1,005,042
貸倒引当金繰入額	-	1,432
その他	235,322	279,217
営業外費用合計	1,254,474	1,285,692
経常利益又は経常損失()	2,466,692	1,233,233
特別利益		
固定資産売却益	67,332	-
投資有価証券売却益	172,241	46,079
関係会社株式売却益	-	398,012
負ののれん発生益	464,401	-
金融商品取引責任準備金戻入	8,987	-
特別利益合計	712,963	444,092
特別損失		
減損損失	61,537	-
固定資産除売却損	8,871	7,446
投資有価証券評価損	5,601	-
投資有価証券売却損	9,019	-
関係会社株式売却損	305	345,187
段階取得に係る差損	42,668	-
事務所移転費用	33,226	-
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	14,986
その他	141,121	50,000
特別損失合計	302,351	417,621
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	2,056,081	1,259,704

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
法人税、住民税及び事業税	363,307	673,661
法人税等調整額	27,345	35,981
法人税等合計	390,653	709,643
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	2,446,734	550,060
少数株主利益又は少数株主損失()	15,793	2,585
四半期純利益又は四半期純損失()	2,430,940	547,475

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	2,446,734	550,060
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	40,501	583,537
繰延ヘッジ損益	16,494	14,884
為替換算調整勘定	135,471	628,653
持分法適用会社に対する持分相当額	863	37,052
その他の包括利益合計	191,604	6,821
四半期包括利益	2,638,338	556,882
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,622,544	554,288
少数株主に係る四半期包括利益	15,794	2,593

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年12月31日)	
持分法適用の範囲の重要な変更	
第1四半期連結会計期間において、持分法適用会社でありました株式会社イメージワンは、当社グループが保有する全株式を売却したため持分法の適用範囲から除外しております。	
当第3四半期連結会計期間において、持分法適用会社でありましたアジア航測株式会社は、当社グループが保有する株式を一部売却したため持分法の適用範囲から除外しております。	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年12月31日)	
原価差異の繰延処理	操業度等の季節的な変動に起因して発生した原価差異につきましては、原価計算期間末日までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産のその他として繰り延べております。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)	
従業員	632千円	従業員	2,952千円
複数得意先	62,780千円	複数得意先	30,740千円
計	63,412千円	計	33,692千円

(四半期連結損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第3四半期連結累計期間(自平成24年5月1日至平成25年1月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

当社グループの空間情報コンサルティング事業における売上高は、第4四半期連結会計期間の業務割合が大きいため、第3四半期連結累計期間までの各四半期連結会計期間と第4四半期連結会計期間の業績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	873,384千円	920,214千円
のれんの償却額	113,336千円	
負ののれん償却額	83,631千円	17,379千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	空間情報コ ンサルティ ング事業	グリーンブ ロパティ事 業	グリーンエ ネルギー事 業	ファイナン シャルサー ビス事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	22,120,685	12,543,654	474,691	5,197,900	40,336,932	21,598	40,358,530		40,358,530
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	6,085	678,045	10,212	450,372	1,144,715	20,927	1,165,643	1,165,643	
計	22,126,771	13,221,699	484,904	5,648,272	41,481,648	42,525	41,524,173	1,165,643	40,358,530
セグメント利益 又は損失 ()	1,818,242	519,204	270,346	254,374	1,315,009	12,031	1,327,040	437,763	1,764,804

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店業務等であります。

2. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去です。

3. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「ファイナンシャルサービス事業」セグメントにおいて、一部の連結子会社における事業資産の回収可能価額の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては61,537千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

「グリーンプロパティ事業」セグメントにおいて、株式会社KHCが自己株式として株式5,000株を追加取得しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては41,940千円であります。

「ファイナンシャルサービス事業」セグメントにおいて、琉球ホールディングズ株式会社の株式1,368,989株を株式交換により追加取得しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては97,226千円であります。

「ファイナンシャルサービス事業」セグメントにおいて、多摩証券株式会社の株式1,341,913株を追加取得し、連結子会社としたことに伴い、負ののれん発生益204,054千円を計上しております。

また、674,127株を株式交換により追加取得し、完全子会社としたことに伴い、負ののれん発生益121,179千円を計上しております。

当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては325,233千円であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					計	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	空間情報コ ンサルティ ング事業	グリーンブ ロパティ事 業	グリーン エネルギー 事業	ファイナ ンシャルサ ービス事業						
売上高										
外部顧客への 売上高	24,689,429	14,086,087	974,075	8,595,520	48,345,112	23,351	48,368,464			48,368,464
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	14,800	720,481	1,014	355,768	1,092,065	27,292	1,119,358	1,119,358		
計	24,704,230	14,806,568	975,089	8,951,289	49,437,178	50,644	49,487,822	1,119,358		48,368,464
セグメント利益 又は損失 ()	1,090,763	551,787	37,982	2,385,129	1,808,170	1,120	1,807,050	368,649		1,438,400

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店業務等であります。
2. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去です。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第3四半期連結累計期間において、「グリーンエネルギー事業」セグメントの資産が、前連結会計年度末から大幅に増加しております。太陽光発電所の開発に伴う増加額は、3,909,450千円であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()	95円35銭	21円12銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(千円)	2,430,940	547,475
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(千円)	2,430,940	547,475
普通株式の期中平均株式数(株)	25,494,000	25,917,880
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成25年12月26日発行の 第3回新株予約権 (普通株式1,250,000株) 第4回新株予約権 (普通株式1,250,000株) 第5回新株予約権 (普通株式1,250,000株) 第6回新株予約権 (普通株式1,250,000株) なお、概要は「第3提出 会社の状況 1 株式の状 況(2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりであり ます。

- (注) 1. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は平成25年10月1日を効力発生日として1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

日本アジアグループ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 孝 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本アジアグループ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本アジアグループ株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。